

新型コロナウイルス感染症流行下における インド知財動向

—コロナ禍でも衰えることのないインド—

Movement of Intellectual Property System in India under Covid-era

独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO） ニューデリー事務所 知的財産権部長

渡部 博樹

2006年特許庁入庁。主に情報処理関連分野の特許審査・審判業務に従事する傍ら、特許分類の整備や、南西アジア・中南米の国々との新興国協力に関する業務も担当。2021年ジェトロへ出向し、同年8月からインド・ニューデリー事務所に駐在中。

✉ IND-IPR@jetro.go.jp

はじめに

インドでの新型コロナウイルス感染症の流行による影響は、2020年1月～2月頃は、例えば、インド政府高官の海外渡航承認が下りない、といった程度のものであったが、その後、一日の感染者数が世界最大級となる感染の波が3度（①2020年6月～10月、②2021年4月～6月、③2022年1月～2月）発生し（図1参照）、ロックダウンを含む厳しい規制を導入することとなった。

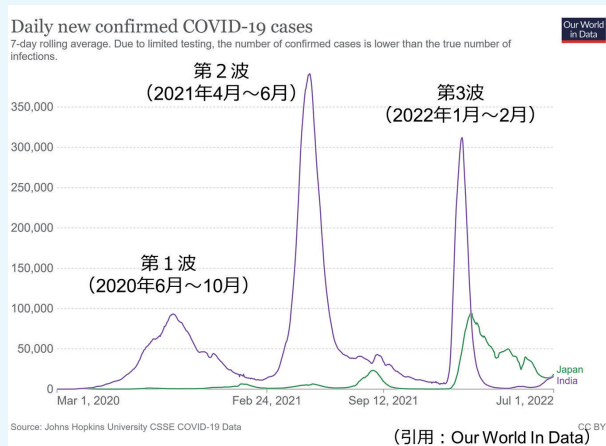


図1 新型コロナウイルス感染症の一日当たりの感染者数推移

新型コロナウイルス感染症の流行前には平均して7%程度の高いGDP成長率を記録していたインド経済も、さすがに甚大な新型コロナウイルス感染症の流行には打ち勝つことができず、2020年のGDP成長率は-6.6%と振るわなかった（図2参照）。しかしながら、

2021年には、過去最大の流行（第二波）が発生したにもかかわらず、GDP成長率は8.7%へとプラスに転じ、さらに2022年のGDP成長率も7%前後と予想されている。インドは、2020年の最初の流行こそ経済に大きな打撃を受けてしまったが、その後は新型コロナウイルス感染症の流行にうまく対応して経済を成長させていることが伺える。



図2 インドのGDP成長率の推移

本稿では、このような経済状況を踏まえつつ、新型コロナウイルス禍におけるインドの産業政策や知的財産動向について、特許情報を絡めながら、主なトピックをいくつかご紹介したい。

なお、以下にご紹介するデータは、特に断りが無い限り、ジェトロ・ニューデリー事務所知的財産権部が2021年度に実施した「インド特許意匠商標総局が提供する産業財産権データベースの調査報告」¹から引用している。当該調査報告書のデータは、インド特許

庁が外部への情報公開用に運用しているデータベース (Indian Patent Advanced Search System) ² から取得したものである。インド特許庁からの年次報告書の公表が2019年度を最後に停止しており、また、新型コロナウイルス感染症の流行期間（およそ2019年末～2022年（見込み））における特許出願はまだ一部が公開されているに過ぎない。新型コロナウイルス感染症の流行期間における特許情報の分析は、これらの情報が把握できて初めて完成するものである。本稿は、あくまで現時点で把握できる情報に基づく筆者個人の考察であり、また、筆者の所属する組織の見解ではない点、ご了解いただきたい。

1 インド政府が投資を期待する分野と、当該分野における特許出願件数

インドの産業政策は、2014年の第一期モディ政権では「メイク・イン・インド」、2020年の第二期モディ政権では「自立したインド」という標語が掲げられているところ、その基本的なコンセプトは不変であり、要するに、インド企業であれ外資系企業であれ、インドでモノを製造する、ということである。インド政府は投資をインド国内に呼び込むために、生産連動型投資インセンティブ (PLI: Production Linked Incentive) を設け、以下に示す産業セクターにおいては一定の金銭的

なインセンティブを設けている（表1参照）。

PLIの募集分野は、インド政府が今後投資を呼び込み、自国でモノを製造したい分野であると考えられる。そして、インセンティブのための予算枠が大きい分野ほど、インド政府が今後力を入れていきたい産業セクターであると考えられるだろう。表1に示したとおり、伝統的な製造業の分野ももちろん含まれるが、それに留まらず、電気・電子、グリーン・テクノロジー、医療、化学、通信といった幅広い分野にインド政府の関心が広がっていることが分かる。

次に、各技術分野における日本企業の特許出願の状況について整理したものが表2である。インド特許庁は国際特許分類 (IPC; International Patent Classification) とは別に、「化学」、「バイオ・微生物」、「電気・電子」、「機械・工学」という独自の技術分類を用いてインド特許庁内の審査担当部門を規定している。2018年～2020年の出願を、これら4つの独自分類において、出願人ごとに出願件数を集計してランキングをして、ランキング上位20社に日本企業が何社入っているかをカウントした。なお、2018年～2020年の出願は全件公開されている訳ではないが、2020年の出願であってもおよそ7～8割は公開されていると考えられるため、このような集計をしたとしても傾向は把握できると考えている。

表1 PLI 募集セクターと予算枠（2022年6月末現在）

セクター	予算枠(1000万ルピー)
電子機器（製造）(Large scale electronic manufacturing)	40951
自動車部品 (Auto Components)	25938
自動車 (Automobile)	25938
再生可能エネルギー (Renewable energy)	24000
医療機器 (Medical device)	18420
化学 (Chemicals)	18100
製薬 (Pharmaceuticals Manufacturing)	15000
通信 (Telecom)	12195
食品 (Food products)	10900
繊維・服飾 (Textiles & Apparel)	10683
電気機器 (IT ハード) (IT hardware)	7325
製薬 (Bulk drug)	6940
鉄鋼 (Metals & Mining)	6322
白物家電 (White goods)	6238
ドローン (Aviation)	120

表2 出願件数上位20社にランクインした日本企業の数

化学				バイオ・微生物			
	2018年	2019年	2020年		2018年	2019年	2020年
日系	2	2	2	日系	1	1	3
外資	14	15	17	外資	11	12	16
インド	4	3	1	インド	8	7	1

電気・電子				機械・工学			
	2018年	2019年	2020年		2018年	2019年	2020年
日系	3	2	4	日系	6	5	7
外資	15	13	15	外資	10	10	10
インド	2	5	1	インド	4	5	3

表2のとおり、機械・工学分野への特許出願における日本企業の存在感は非常に強い。これは、インドへの日本企業の進出が主に製造業であることと一致する。一方で、化学分野、バイオ・微生物分野、電気・電子分野については、PLIの対象分野としても予算枠上で大きなウェイトを占めるものの（これらの技術分野に関連が深い産業セクターは、表1で背景を青色で表示した）、特許出願については外資系企業の存在感が強い。これらの技術分野は、言うまでもなく日本企業も技術を要しており、インドへの進出がまだなされていないという状況であるから、インド政府の関心事項も拡大している状況を踏まえ、これらの産業セクターにおける日本企業のインドへの進出、そして、それに伴う日本企業からの特許出願件数の増加を今後期待したい。

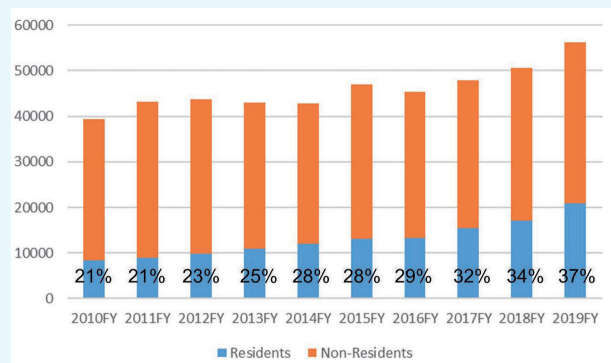


図3 内国人/外国人特許出願件数と内国人出願割合の推移（インド特許庁年次報告書に基づいて筆者作成）

さらに、2022年4月に公表されたインド商工省のプレスリリースによれば、あくまで四半期ベースではあるものの、2021年度第4四半期においてついに内国人特許出願件数が、同期の外国人特許出願件数を上回ったとのことである（図4参照）。

2 新型コロナウイルス禍でも伸びる内国人出願件数

さて、表2をみると、インド企業・研究機関からの特許出願件数、すなわち、インドの内国人特許出願件数は低迷しているかのような印象を受けるかもしれないが、実際はそうではない。

図3に示すとおり、新型コロナウイルス感染症が流行する前まで、すなわち、2019年度まで、内国人特許出願件数は年々増加し、さらに、注目すべきは全特許出願件数における内国人特許出願件数の割合も着実に増加し、10年前はわずか2割程度であったものが、2019年度には4割弱を占めるまでに至っている。

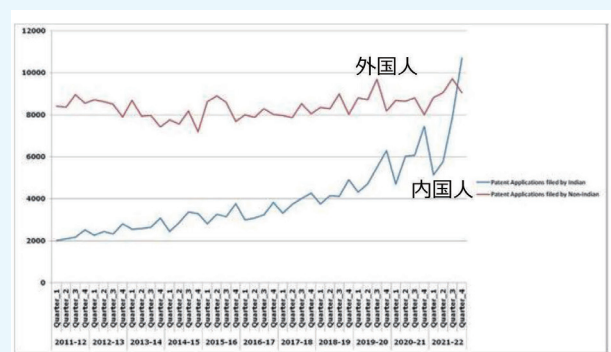


図4 内国人/外国人の出願件数推移（四半期ベース）（引用：インド商工省プレスリリース、2022/4/21）

内国人特許出願件数と外国人特許出願件数の逆転が一時的なものなのか、継続的な傾向であるのか、今後も見えていく必要があるが、新型コロナウイルス感染症の流行

期間である2019年度～2021年度にかけて、内国人特許出願件数が増加傾向にあった点も、注目すべきであろう。新型コロナウイルス禍においても、インドにおける研究・開発は滞りどころか、むしろ活発に行われていると考えられる。

3 新型コロナウイルス禍におけるインド特許庁のパフォーマンス

次に、新型コロナウイルス禍におけるインド特許庁のパフォーマンスについてご紹介する。

図5は、インド特許庁が発行する最初の審査レポート(FER: First Examination Report)の件数について、2019年1月から2022年8月までの週毎にカウントし、その推移を表したものである。

図6は、インド特許庁による特許査定公表件数について、2019年1月から2022年8月までの週毎にカウントし、その推移を表したものである。

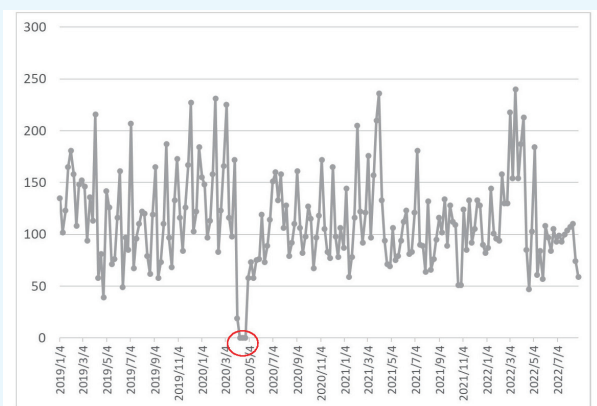


図5 FER発行件数の推移(週単位)
(インド特許庁公表 Journal に基づき筆者作成)

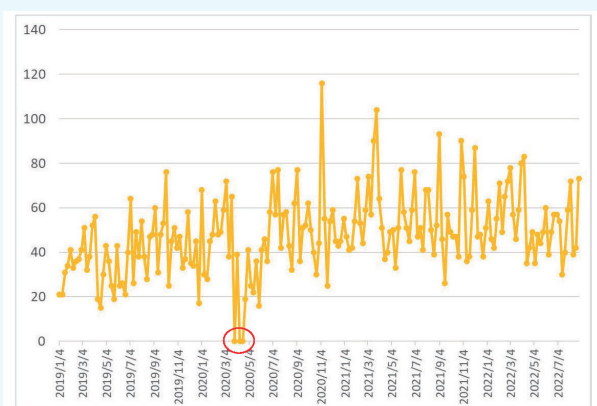


図6 特許査定公表件数の推移(週単位)
(インド特許庁公表 Journal に基づき筆者作成)

図5、図6から明らかなように、新型コロナウイルス感染症流行の第一波の初期にこそ、FERの発行件数や特許査定公表件数がゼロ(図5、図6中の赤丸参照)になっているものの、その後は急激に回復していることが分かる。インドは第一波の後、それを遥かに上回る第二波、第三波に見舞われることになるが、第二波、第三波において、インド特許庁の特許審査のパフォーマンスに影響が出ていないのは注目すべきであろう。インド特許庁が第一波の段階で迅速にテレワークでの特許審査業務環境を整備し、その後の新型コロナウイルス禍にしっかりと対応できていることがうかがえる。

4 新型コロナウイルス禍におけるインド政府の知財政策動向

最後に、新型コロナウイルス感染症流行期間に行われたインド政府の知財政策において、最も代表的なものと考えられる、①新型コロナウイルスに関するTRIPS ウェイバー提案、②知的財産審判委員会(IPAB: Intellectual Property Appellate Board)の廃止について、これまでの経緯と現状についてご紹介する。

(1) 新型コロナウイルスに関するTRIPS ウェイバー提案

2020年10月、インドは南アフリカと共同して、新型コロナウイルスの予防、検出、治療、対応のための技術に関する特許・意匠・著作権・未公開情報について、世界の大多数の人々が免疫を獲得するまで、その権利を放棄することを提案した。この提案は、WTO加盟国108カ国から指示され、共同提案として63カ国が含まれることとなった。

2021年5月、インドを含む共同提案国は、医薬品やワクチンを含む新型コロナウイルス関連の健康製品・技術と、その材料や構成要素、製造方法や手段について3年間の特許権免除する、という内容に修正をして再度提案を行った。

当該修正提案については、主に欧州から反対が強くテキストベースでの交渉を拒否されるという事態に陥ったことから、WTO事務局長が主導して、EU、米国、インド、南アフリカの4者で議論をして妥協点を見出すというQUADプロセスにより進められることとなった。

その結果、2022年6月17日のWTO閣僚会議に

において、新型コロナウイルス・ワクチンの生産及び供給に関する特許について、加盟国は一定の条件の下で権利者の同意なしに特許の実施を許可できる、という決定がなされた。なお、対象を新型コロナウイルスの診断や治療の方法に拡大するか否かについては、さらに議論が進められるとのことである。

本ウェイバー提案に関するインド国内の議論に関しては、2021年5月の修正提案に際し、インド政府内で強制実施権の実施についての議論もあったようであるが、強制実施権を設定したところで実際上の問題はワクチン原料の入手にあることから、その可能性を排除したと聞いている。一方で、2021年7月に、インド国会商務委員会は、新型コロナウイルスの治療のための医薬品およびワクチンの生産について、特許権を一時的に放棄し、特許に関する強制実施権を発行することを勧告した。しかし、現在に至るまで強制実施権は設定されていない。

本ウェイバー提案について、インド発の提案が一部ではあるもののWTO閣僚会議で採択されたことは、インド政府にとって政治的な意味では重要であろう。一方で、今後、本ウェイバー提案の対象がどこまで拡大するか、また、インドにおいて強制実施権の設定がなされるのか、引き続き注視していく必要がある。

(2) 知的財産審判委員会 (IPAB) の廃止

2021年4月、インド法務省は、インド大統領による審判所改革条例 (Tribunals Reforms (Rationalisation and Conditions of Service) Ordinance, 2021) を公表し、知的財産審判委員会 (IPAB) を含む5つの審判所が即時廃止となった。IPABに係属中の案件 (非公表情報ではあるものの、約3500件程度であると言われる) は、デリー、ムンバイ、コルカタ、チェンナイ、アーメダバードの各高裁に移管されることとなった。

2021年7月、デリー高裁は、デリー高裁内に知的財産部門 (IPD : Intellectual Property Division) を設置し、デリー高裁が扱う知的財産権に関係する事案をIPDに集約して対応することを発表した。IPABからの移管案件についても、IPDにおいて対応されることとなった。

2021年10月に、デリー高裁はIPD規則案について意見募集を行い、当該意見募集の結果を踏まえた修正

を行った上で、2021年12月に再度、IPD規則案について意見募集を行った。その際には、特許訴訟に関する規則改正案についても意見募集を行い、IPDの体制作りを足早に着々と進めていった。そして、2022年2月、デリー高裁はIPD規則と特許訴訟規則を公示し、デリー高裁における知財訴訟の体制が整った。

デリー高裁IPDについては、現地法律事務所の間では肯定的な評価が多い。IPABは何年にも分かって機能停止していたところ、デリー高裁IPDは、IPABからの移管案件や新規接受案件を精力的に処理している。もちろん、デリー高裁IPDのリソース不足を心配する声や、他の高裁にIPDが設置されるのか否か、といった意見もある。また、IPDはIPABとは異なり、あくまで訴訟になるため、IPABのケースと比較して代理人手数料が高くなり、IPDへの出訴をあきらめるというケースも発生する可能性がある。これらの点については、引き続き注視していく必要があるだろう。

5 まとめ

以上をまとめ、新型コロナウイルス感染症流行期間におけるインドにおける知的財産関連の動向について、以下のとおり整理する。

- ①インドは、新型コロナウイルス禍の初期こそ経済的にも大きなダメージを受けたものの、それ以降は急激に回復し、新型コロナウイルス感染症流行前と同じ、むしろ、より積極的に規模を拡大して投資を呼び込んでいる。
- ②研究開発に衰えは見られず、特許出願件数はむしろ新型コロナウイルス感染症流行期間で増加した。
- ③インド特許庁もその動きにしっかりと対応し、テレワーク体制を構築し、特許審査のパフォーマンスに影響は見られない。
- ④WTO TRIPS ウェイバー提案について、インド提案が一部反映された形で採択された、また、デリー高裁IPDを発足させ精力的に訴訟案件の処理を進めている、等、インド政府の知財関連政策も一定程度の成果が出ている。

このような事実を照らせば、インド政府は新型コロナウイルス感染症流行に対して、知的財産関連分野において実にうまく対応できていると評価できるだろう。

参考文献

1. インド特許意匠商標総局が提供する産業財産権データベースの調査報告、ジェトロ・ニューデリー事務所
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/survey1_202110.pdf
2. Indian Patent Advanced Search System、
<https://ipindiaservices.gov.in/publicsearch>